

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号を次のように改める。

八 農業改良資金通法(昭和三十一年法律第百一号)第六条第一項の規定による貸付資格の認定  
第十条第一項中第四十二号を第四十三号とし、第九号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第  
八号の次に次の一号を加える。

九 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

(平成二十二年法律第二十三号)附則第二条第一項、第二項及び第四項の規定によりなお従前の  
例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律  
第百二号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条及び農業改良資金貸付規則を廃止する規則(平成二十二年宮城県規則第七十号)附則  
第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の農

業改良資金貸付規則(平成十四年宮城県規則第百号。以下この号において「規則」という。)  
第十四条(規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による一時償還の請  
求

ロ 第十条の規定による支払の猶予

ハ 第十一条及び規則第二十条(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定  
による違約金の徴収

ニ 規則第三条第三項の規定による連帯保証人に加えての担保の提供並びに担保の追加及び変更  
の要求

ホ 規則第三条第四項の規定による担保の追加及び変更、連帯保証人の追加及び交替並びに連帯  
保証人に加えての担保の提供の要求

ヘ 規則第五条第一項(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による貸  
付けの決定

ト 規則第五条第二項の規定による意見の要請

チ 規則第六条(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)、第十五条第三項、第十  
七条第三項及び第十九条第四項の規定による信用証書の受理

リ 規則第七条第二項(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)、及び第八条第一  
項(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの決定の取消  
し

又 規則第九条(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の  
交付

ル 規則第十一条の規定による書類の指定及び事業実施報告書の受理

ロ 規則第十三条第一項(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による  
繰上償還届の受理

ワ 規則第十六条第二項の規定による事業計画の変更の承認

カ 規則第十七条第二項の規定による連帯保証人の追加及び交替の承認

キ 規則第十八条の規定による変更届の受理

ク 規則第十九条第二項の規定による借受者の変更の承認

ケ 規則第二十一条(規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告  
及び資料の提出の要求並びに立入調査

コ 規則第二十二條第三項の規定による承認  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四農業振興部長の専決事項の項第三号を次のように改める。

三 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第六条の規定による貸付資格の認定（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第四農業振興部長の専決事項の項中第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項、第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号。以下「旧農業改良資金助成法」という。）の施行に関する次のこと（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）。

イ 一時償還の請求（第九条、農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成二十二年宮城県規則第七十号）附則第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の農業改良資金貸付規則平成十四年宮城県規則第百号。以下この号において「規則」という。）（第十四条、第二十二条）

ロ 支払の猶予（第十条）

ハ 違約金の徴収（第十一条、規則第二十号、第二十二号）

ニ 連帯保証人に加えての担保の提供、担保の追加及び変更並びに連帯保証人の追加及び交替の要求（規則第三条）

ホ 貸付けの決定及び意見の要請（規則第五条、第二十二号）

ヘ 借用証書の受理（規則第六条、第二十二号）

ト 貸付けの決定の取消し（規則第七条、第八条、第二十二号）

チ 貸付金の交付（規則第九条、第二十二号）

リ 書類の指定及び事業実施報告書の受理（規則第十一号）

又 繰上償還届の受理（規則第十三号、第二十二号）

ル 借用証書の受理（規則第十五号、第二十二号）

ヲ 事業計画の変更の承認（規則第十六号）

ワ 連帯保証人の追加及び交替の承認並びに借用証書の受理（規則第十七号）

力 変更届の受理（規則第十八号）

ヨ 借受者の変更の承認及び借用証書の受理（規則第十九号）

タ 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査（規則第二十一号、第二十二号）

レ 融資機関による貸付け決定等に係る承認（規則第二十二号）

別表第四地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項第一号を次のように改める。

一 農業改良資金融通法第六条の規定による貸付資格の認定

別表第四地域振興事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 旧農業改良資金助成法の施行に関する次のこと。

イ 一時償還の請求（第九条、農業改良資金貸付規則を廃止する規則附則第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の農業改良資金貸付規則（以下この号において「規則」という。）（第十四号、第二十二号）

ロ 支払の猶予（第十条）

ハ 違約金の徴収（第十一条、規則第二十号、第二十二号）

ニ 連帯保証人に加えての担保の提供、担保の追加及び変更並びに連帯保証人の追加及び交替の要求（規則第三条）

ホ 貸付けの決定及び意見の要請（規則第五条、第二十二号）

ヘ 借用証書の受理（規則第六条、第二十二号）

ト 貸付けの決定の取消し（規則第七条、第八条、第二十二号）

チ 貸付金の交付（規則第九条、第二十二号）

リ 書類の指定及び事業実施報告書の受理（規則第十一号）

又 繰上償還届の受理（規則第十三号、第二十二号）

ル 借用証書の受理（規則第十五号、第二十二号）

ヲ 事業計画の変更の承認（規則第十六号）

ワ 連帯保証人の追加及び交替の承認並びに借用証書の受理（規則第十七号）

力 変更届の受理（規則第十八号）

- ヨ 借受者の変更の承認及び借用証書の受理（規則第十九条）
  - タ 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査（規則第二十一条、第二十二條）
  - レ 融資機関による貸付け決定等に係る承認（規則第二十二條）
- 附 則

この訓令は、平成二十二年十月一日から施行する。